

## 青森県地域医療構想調整会議設置要綱

## (目的)

第 1 条 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項の規定に基づき青森県が策定する地域医療構想の達成に向けて、構想区域（同項第 7 号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに地域医療構想調整会議を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 構想区域における医療提供体制の課題に関する事項
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (4) その他の地域医療構想の推進に関する事項

## (会議等)

第 3 条 調整会議の構成員は、別表に掲げる機関・団体とする。

- 2 調整会議は、青森県健康福祉部長が招集する。
- 3 調整会議の議長は、青森県健康福祉部長又はその代理職員をもって充てる。

## (専門部会)

第 4 条 調整会議に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、部会において準用する。この場合、「調整会議」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

## (庶務)

第 5 条 調整会議の庶務は、青森県健康福祉部医療薬務課において行う。

## (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この要綱は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。

## 構想区域：下北

No	属性	所属	
		団体名	支部等
1	医師会	むつ下北医師会	
2	歯科医師会	むつ下北歯科医師会	
3	薬剤師会	県薬剤師会	むつ下北支部
4	看護団体	県看護協会	下北支部
5	医療保険者	青森県保険者協議会	
6	公的医療機関	一部事務組合下北医療センター むつ総合病院	
7	公的医療機関	一部事務組合下北医療センター むつリハビリテーション病院	
8	公的医療機関	一部事務組合下北医療センター 国民健康保険大間病院	
9	介護事業者	(公社)青森県老人福祉協会	
10	介護事業者	(公社)青森県老人保健施設協会	
11	市町村	むつ市	国保・介護担当課
12	市町村	大間町	国保・介護担当課
13	市町村	東通村	国保・介護担当課
14	市町村	風間浦村	国保・介護担当課
15	市町村	佐井村	国保・介護担当課